

諮問番号：令和3年度諮問第4号
答申番号：令和3年度答申第10号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇市長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年12月18日付けで行った児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

本件処分は、以下のとおり違法不当であり、本件処分を取り消す旨の裁決を求める。

(1) 就労が不可能な程度の障害の状態である。

審査請求人の配偶者（以下「配偶者」という。）は、健康保険傷病手当金支給申請書の医師証明欄のとおり、児童扶養手当認定請求（以下「本件認定請求」という。）を行った令和元年10月29日現在、腸が再び破れて、再入院中であり、就労が不可能である。また、障害年金に該当する状態であり、就労が不可能な状態であると医師から説明を受けている。しかし、初診日から一年半経っていないであろうことから、今は障害年金を請求していない。

配偶者は、令和元年10月23日の再手術時に初めて、大腸から小腸にまで潰瘍が広がっていることがわかり、腸の至るところに無数の潰瘍があり、腸の膜が薄くなっており、今もいつ、どこが破れてもおかしくない状態である。1度目も、2度目も医師は腸が破れることを想定していなかった。絶対的な予防策はなく、腹圧がかかるのを避けるしかない。〇〇が2日続くと良くないことから、今は下剤を処方されている。また、緊急入院前日の10月22日には、無理して、子供11kg弱を抱っこしていたことが影響していたと考えられる。

配偶者は、令和元年10月8日の退院後から同月22日まで、また、同年11月13日退院後から現在に至るまで、自宅療養を続けているが、少し動いただけで、チクチクするお腹の痛みやお腹の張り、頭痛や疲れ等を訴え、ほとんど寝込んでおり、全く就労できる状態ではない。

また、診断書の所定様式が本人の内部疾患に対応したものではなく、配偶者の現状を正確に伝えるものになっていない。医師も〇〇区役所（以下「区担当課」という。）から渡された診断書の所定様式の2種類ともに証明しており、どちらが必要なのか区担当課に問い合わせても、どちらがより配偶者の状態を表しているのか医師に判断してもらおうよう、消去法のような依頼をされ、医師及び病院窓口でも大変混乱していた。

(2) 常勤雇用での就業ができておらず、休職中である。

区担当課にて就労に関する聞き取りが行われ、本件認定請求の日現在、配偶者は休職中であり、入院中であることを審査請求人は、口頭にて明確に伝えたにもかかわらず、文書に記載されていないとのことであり、また作成された文書を審査請求人に確認することもせず、控えももらっていない。今に至り、どのように記載されたのか見せるよう要求しても、公文書であるとの一点張りで見せてもらうこともできない。

上記のとおり、配偶者は、就労不可能な程度の障害の状態であり、介護職であるため、腹圧がかかることを避けられない仕事であり、体力的に、夜勤なども無理であることから、全く復職するつもりはなく、本件認定請求の時点も休職中である。また、令和元年12月10日に区担当課から、障害者枠での就職かの問い合わせがあり、違う旨回答したが、そもそも、障害は後から分かったことであり、障害のことを伝えていないため、それに対する配慮も期待できず、伝えたところで、雇用状態が解除される恐れもある。また、〇〇〇〇〇〇の就職内定が取り消されて、裁判になっている事実もあると聞き、そもそも、障害者雇用枠で就業ができるのかも全く分からず、子供を扶養するどころか、配偶者を養えるのか、又、配偶者が生計を立てられるのかもわからない状態である。

以上の点から、本件処分の取消しを求め本件審査請求を提起した。

(3) 処分庁の主張に対する反論

本件認定請求の日、病院に診断書を受け取りに行った際に2種類あり、審査請求人は混乱した。配偶者が入院中であったため、当然その内容で記載されているものと思っていたが、違っていたことが後で判明した。本件認定請求において提出した児童扶養手当障害認定診断書様式2(5)（以下「本件診断書」という。）は、配偶者が作成依頼した令和元年10月9日現在の内容で証明されており、配偶者が同月23日から再入院している内容が反映されていない。病院からは、診断書の作成日である令和元年10月28日現在の入院中の内容で、原本と差し替えることは可能であると説明を受けている。

また、処分庁は、児童扶養手当障害認定判定医師が、本件診断書及び父又は母の就労に関する調書（以下「本件調書」という。）をもとに「診断書に

において就労が不可能な程度の障害の状態とは言えず、また常勤雇用での就業ができています。」と判断した旨主張するが、提出済みの添付資料からも分かるとおり、配偶者は、当時、医学的に就業・家事・通勤通学が全く不可能な就労不能状態が続いており、本件処分は、入院中の情報も漏れている不備のある調書に基づいた判断であり間違っている。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人は、「就労が不可能な程度の障害の状態である。」「常勤雇用での就業ができておらず、休職中である。」と審査請求の理由で述べている。審査請求人から提出された本件診断書によれば、④障害の原因となった傷病名(主要疾病○○○○○○○・合併症 ○○○○○○○○○○○○○○)、⑤傷病の原因又は誘因(○○○○○○○)、現症として、⑬症状の概要(○○)、⑭現在の主要所見(○○○○)、⑮レントゲン所見(令和元年8月2日撮影、所見 正常)、⑰予後(○○○○療法により健常人と同等の予後が期待できる)、⑱備考(○○○○には問題ありません)との記載がある。

また、審査請求の理由中で、健康保険傷病手当金支給申請書の医師の証明書のとおり、本件認定請求の当日は、配偶者は入院中で就労は不可能であるとの主張について、同日は入院中で就労は不可能であることは認められるが、前記申請書は、配偶者の健康保険傷病手当金支給申請用であり、児童扶養手当障害認定の証明書として採用されるものではない。

さらに、障害年金に該当する状態であり、就労が不可能な状態であると医師から説明を受けていると主張するが、本件処分は、法令で規定された様式の本件診断書の内容により判定することになっているため、本件診断書によれば、予後は、「○○○○療法により健常人と同等の予後が期待できる」と記載されている。

- (2) 審査請求人は、診断書の所定様式が配偶者の内部疾患に対応したものでなく、配偶者の現状を正確に伝えるものになっていない、医師も処分庁から渡された診断書の所定様式2種類ともに証明されており、どちらが必要なのか処分庁に問い合わせても、どちらが配偶者の状態を表しているのか

医師に判断してもらうように依頼をされ、医師も混乱したとも主張しているが、区担当課は、配偶者の傷病が、様式第2号(4) 児童扶養手当障害認定診断書(呼吸器結核用)又は様式第2号(5) 児童扶養手当障害認定診断書(呼吸器系結核以外の結核症・心肺機能障害及び高血圧症用)のいずれに該当するかは、医師による診断結果に委ねざるを得ないところであったため、配偶者の状態に該当する様式の診断書を使用するよう説明をして、2種類の診断書を交付したものであり、2種類の診断書を交付したことは、不適切な対応であったとは認められない。

その結果、審査請求人から医師が作成した本件診断書が処分庁に提出され、これに基づき判定され、処分庁で決定したものであるため、違法又は不当な点はない。

- (3) 審査請求人は本件認定請求の時に、配偶者が休職して入院中であることを口頭にて明確に伝えたにもかかわらず、本件調書に記載されていないと主張し、処分庁も入院中であることを本件調書に記載していないことは認めている。しかし、区担当課が本件認定請求の時に審査請求人から聴取した際の本件調書によると、就労状況は(就労している)、就労形態は(常勤雇用)、就労内容は(介護職・特別養護老人ホームでの介護全般 シフト制)、通院等の状況は(通院月に1~2回 過去1年間の入院歴 5回:延110日)と記載されているため、本件認定請求の日現在、配偶者が休業して入院中であることが本件調書に記載されていたとしても本件調書におけるその他の記載内容及び本件診断書の記載内容に基づいた医師による審査会の判定結果を変更するまでの影響を与えたことは認めがたい。

その他の審査請求人の主張については、本件処分の結果に影響を及ぼすものではない。

- (4) 上記のとおり、審査請求人の配偶者の障害の状態は本件診断書に基づいて医師による審査会での判定結果、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第1条第2項の別表第2に規定する、「身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害」又は「傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもの」には、該当しないとしたものである。

そうすると、本件処分は法令等に基づいたものであり、違法又は不当な点は見当たらない。

- (5) なお、本件調書について、審査請求人は、調書に関する聞き取りが行われた本件認定請求の当日は、配偶者は入院中であることを明確に伝えたにもかかわらず、本件調書に記載されていないと主張しており、処分庁も記

の状態にある児童」と規定している。

- (3) 法第6条第1項は、「手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。」と規定している。
- (4) 施行令第1条第2項は、「法第4条第1項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第2に定めるとおりとする。」と規定し、別表第2の第9号は、「前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの」と、同第11号は、「傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの」と規定している。
- (5) 規則第1条は、「児童扶養手当法（中略）第6条の規定による児童扶養手当（中略）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（中略）に、次に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する福祉事務所（中略）を管理する都道府県知事、市長（中略）に提出することによって行わなければならない。」と規定し、同条第4号で、「対象児童の父又は母が児童扶養手当法施行令（中略）別表第2に定める程度の障害の状態にあることによって請求する場合には、次に掲げる書類等」と、同号イで、「当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（様式第2号）」と、同号ロで、「当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真」と規定している。なお、様式第2号は、障害別に（1）から（6）まで6種類が定められている。
- (6) 児童扶養手当法施行令〔別表第2〕における障害の認定要領について（昭和36年12月21日児発第1374号厚生省児童局長通知。以下「局長通知」という。）は、次のとおり別冊として、児童扶養手当法施行令別表第2における障害の認定要領（以下「認定要領」という。）を定めている。

別冊

1 （略）

2 障害の認定については次によること。

- (1) 政令別表第2第1号から第10号までは障害の原因となった傷病がなおった場合であり、第11号は障害の原因となった傷病がなおらない場合であるが第11号の場合は、その傷病につきはじめて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過した日以後において第11号に定める程度の障害の状態にある場合とするものであること。なお、「傷病がなおった」については、器質的の欠損若しくは変形又は後遺症を残している

6条及び同法施行規則第1条の規定により、児童扶養手当の認定の請求をしようとする者が認定請求書に添付する診断書は、同法施行規則第1条第4号及び(中略)規則様式第2号(5)によるものとするが、これのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこと。

5 障害の程度について

(1) ○○○○○○○○○○○による障害の程度は、基本的には次の障害の状態とすること。

① (略)

② その障害の状態にある者が父又は母の場合は、別表第2の認定要領の2の(1)及び(2)に掲げられている障害の状態であること。

なお、令別表第2に相当すると認められるものを一部例示すると、回復困難な○○○○○○○○○○及びその合併症の結果、生活が室内に制限されるか日常生活に全面的な介助を要するものをいう。(後略)

(2) 病状の程度については、一般状態が次表の(中略)4に該当するものは令別表第2に概ね相当するので、認定の参考とすること。

区分	一般状態
0	(略)
1	(略)
2	(略)
3	(略)
4	身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としている。

6 検査所見及び臨床所見について

○○○○○○○○○○による障害の程度について、以下の項目に留意し、認定を行うこと。

ア 疲労感、倦怠感、不明熱、体重減少、消化器症状の程度、出現頻度、持続時間

イ ○○○○○○、悪性腫瘍の種類、重症度、既往、出現頻度

ウ ○○○値、○○○○○○○○○○-RNA定量値、白血球数、ヘモグロビン量、血小板数の状況

エ 治療の状況(治療薬剤、服薬状況、副作用の状況)

なお、課長通知は、処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）、本件主張書面等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和元年10月8日、配偶者は区担当課を訪問し、児童扶養手当の認定請求について相談した。区担当課は、必要書類である障害認定診断書について、障害別に複数の様式があるため、〇〇〇〇〇〇局（以下「本庁担当局」という。）に使用する診断書の確認をさせてほしい旨配偶者に伝え、配偶者は、翌日午前中に来所する予定があるため、その時の説明で良い旨述べた。

処分庁は、弁明書においてその後、本庁担当局に対して、配偶者の場合には、様式第2号（4）又は様式第2号（5）のいずれか該当する方の提出が必要であること、障害判定必要書類である本件調書は職員が聞き取り作成することを確認した旨、主張する。

- (2) 令和元年10月9日、区担当課は、再度訪問した配偶者に対して、様式第2号（4）及び様式第2号（5）の2種類の診断書を交付し、いずれか該当する方を書いてもらうよう説明した。

- (3) 令和元年10月29日、審査請求人は、区担当課を訪問し、本件診断書及び児童扶養手当検査成績等記入用紙（以下「本件記入用紙」という。）を提出して、本件認定請求を行った。本件診断書には、④障害の原因となった傷病名（主要疾病 〇〇〇〇〇〇・合併症 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）、⑤傷病の原因又は誘因（〇〇〇〇〇〇）、現症として、⑬症状の概要（〇〇）、⑭現在の主要所見（〇〇〇〇）、⑮レントゲン所見（令和元年8月2日撮影、所見 正常）、⑰予後（〇〇〇〇療法により健常人と同等の予後が期待できる）、⑱備考（〇〇〇〇には問題ありません）と記載されている。また、本件記入用紙の一般管理区分表の欄には、「②軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできる。例えば、軽い家事、事務など。」の欄に〇印が記入されている。

本件認定請求を受け付ける際、区担当課の担当者は、審査請求人に対して、本件調書の様式に基づいて口頭で聴き取りを行い、聴取内容を本件調書に記載した。

処分庁は、弁明書等において、①本件認定請求の当日、審査請求人が、配偶者は休職中で入院中であることを口頭で伝えたにも関わらず、本件調書に記載しなかったことについては認める旨、②しかしながら、就労が不可能な程度の障害の状態であるかは、本件診断書において健常人と同等の予後が期待できる旨記載されており、本件診断書において確認されるべき事項である旨、主張する。

- (4) 令和元年12月9日、区担当課は、本庁担当局の審査会担当に対して、本件認定請求について判定を依頼したところ、翌日、当該担当から連絡を受け、配偶者の雇用形態を確認することを求められた。

同日、区担当課は、審査請求人に架電し、配偶者の雇用が障害者枠なのかを尋ね、審査請求人は違う旨回答した。その後、区担当課は、当該担当にその旨を連絡した。

- (5) 令和元年12月11日付けで、本庁担当局は区担当課に対して、「児童扶養手当障がい認定診断書の判定結果について」と題する文書を発出した。同文書には、次のとおり「非該当」と判定されたので通知するとして、非該当理由に「診断書において就労が不可能な程度の障害の状態であるとはいえ、また常勤雇用での就業はできている。※非該当理由は、請求者に対して必ず口頭で説明してください。」と記載されている。
- (6) 令和元年12月18日付けで、処分庁は、本件処分を行った。本件処分の通知書には、却下理由の欄に「障がい非該当」と記載されている。
- (7) 令和2年1月20日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。
- (8) 審査請求人が提出した本件主張書面等には、本件診断書には〇〇〇値を記載する欄がないので、別紙〇〇〇値を添付する旨の記載があり、添付された「検査時系列情報」には、令和元年8月2日と同月30日に実施された一般検体検査について、配偶者の〇〇〇値が記載されている。

3 判断

- (1) 児童扶養手当の制度は、前記1(1)、(2)のとおり、法第1条において、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする旨、第4条において、児童扶養手当が支給されるのは、①父母が婚姻を解消した児童、②父又は母が死亡した児童、③父又は母が重度の障害にある児童などの場合である旨、規定している。

そして、前記1(4)のとおり、施行令第1条第2項において、児童扶養手当が支給される父又は母の障害の程度は、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの又は、傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもの、と規定されている。

その上で、〇〇〇にかかる障害に基づいて児童扶養手当の受給申請を行おうとする父又は母については、前記1(7)のとおり、課長通知の別紙の4において示されているように、規則第1条第4号で規定された6種類の様式のうち様式第2号(5)による診断書を添付して認定請求を行い、当該診断書のみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過等を調査した上で適正な認定を行うこととされているので、これらのことを前提に、以下検討

する。

- (2) 前記2(1)及び(2)によれば、児童扶養手当認定請求に必要な障害認定診断書は、障害別に複数の様式があるところ、区担当課は、配偶者の場合には、様式第2号(4)又は様式第2号(5)のいずれかが該当するとして、その両方を交付し、どちらかを提出するよう配偶者に説明したことが認められる。

しかしながら、課長通知の別紙の4によれば、〇〇〇にかかる障害に基づいて児童扶養手当を認定請求する場合、規則様式第2号(5)による診断書を添付して申請を行う旨が明記されている。にもかかわらず、このような行政運用を正確に説明せずに漫然と様式第2号(4)及び様式第2号(5)の診断書を交付するだけでは、児童扶養手当の認定請求を行おうとする者に対して十分な説明を行ったとは言えず、申請権の適正な行使を妨げたと評価されてもやむを得ないものである。

- (3) また、審査請求人は、本件認定請求の当日の区担当課による聞き取りの際、配偶者が休職中であり、入院中であることを明確に伝えたにもかかわらず、本件調書に記載されていないと主張しており、聴取内容の記載に遺漏があったことについては、処分庁も争っていない。

ただし、処分庁は、本件診断書には健常人と同等の予後が期待できる旨が記載されていることを挙げ、就労が不可能な程度の障害の状態であるかについては、本件診断書において確認されるべき事項である旨主張している。

このような処分庁の主張について検討すると、本件認定請求では、配偶者が重度の障害にあるか否かについて、本件認定請求の時点において配偶者が入院しているか否か、また、いかなる病名で入院しているのかが、施行令別表第2の第9号又は同第11号の該当性判断について問題となるところである。

- (4) そして、前記1(6)のとおり認定要領において障害認定される基準は、障害の原因となった傷病が治った場合(症状固定を含む)における障害の程度となっている。とすれば、傷病が治った場合(症状固定を含む)には当たらない再発後の入院中に本件認定請求がなされた事情を考慮せずに作成された本件診断書において、「〇〇〇〇療法により健常人と同等の予後が期待できる」との記載があったとしても、それは〇〇〇〇療法における一般的な予後の状況を記載したものにすぎず、本件認定請求の当時の配偶者の障害の程度を正しく示したものと見ることはできない。

したがって、配偶者の再発の事実が反映されていない本件診断書及び本件調書の記載によって障害の該当性を判断することは、認定要領に合致しないばかりか、判定結果に影響を与えなかったと断定することもできないから、処分庁の主張は採用できない。

加えて、課長通知は、障害認定のあり方について、〇〇〇値等の検査所見等を十分考慮した上で認定することを求めているところ、本件診断書及び本件記入用紙にはその項目はなく、本件事件記録からも、当該検査所見等を考慮して判定されたことは窺えず、この点においても、本件認定請求において、障害の程度の判定が、課長通知における障害認定の方法に沿っていないのではないかとの疑念が残る。ちなみに、〇〇〇値は、〇〇〇〇〇〇により障害をうけた患者の〇〇〇を反映する重要な指標であり、健常者の〇〇〇値は500～1,000/ μ Lで、〇〇〇において200/ μ L未滿となると〇〇〇〇〇〇のリスクが高まるどころ、配偶者の〇〇〇値は平成元年8月2日に〇〇/ μ Lであり同月30日に〇〇/ μ Lであった。

- (5) 以上のとおり、本件認定請求に対する処分庁の受付から本件処分に至る手続過程を総合的に判断するならば、処分庁に求められる適正な手続保障を欠くものであったと言わざるを得ず、本件処分は違法又は不当なものとして取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は認容すべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 針原 祥次

委員 衣笠 葉子

委員 野田 崇